

令和2年度 第1回 国立大学法人山口大学入札監視委員会定例会議 議事概要

| | | |
|------------------------|--|--|
| 開催日及び方法等 | 令和3年2月24日(水) 10:00~11:45 Web会議(Webex) 山口大学事務局2号館4階第2会議室 | |
| 委員 | 委員長 土谷 和義(山口大学監事) 委員 古田 健一(徳山工業高等専門学校 土木建築工学科教授) 委員 田川 晋也(宇部工業高等専門学校 経営情報学科教授) | |
| 審議対象期間 | 令和2年1月1日 ~ 令和2年12月31日 | |
| 審議案件(合計) | 7 件 | (備考) |
| 工事(小計) | 7 件 | <ul style="list-style-type: none"> • 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 • 審議案件の審議については、事務局からの説明を行い、質疑等への回答を行った。 |
| 一般競争入札(政府調達に関する協定対象工事) | 0 件 | |
| 一般競争入札(上記工事を除く) | 6 件 | |
| 工事希望型競争入札 | 0 件 | |
| 通常指名競争入札 | 0 件 | |
| 随意契約 | 1 件 | |
| 随意契約(予定価格省略) | 0 件 | |
| 設計・コンサルティング業務(小計) | 0 件 | |
| 公募型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) | 0 件 | |
| 標準型プロポーザル方式 | 0 件 | |
| 一般競争入札 | 0 件 | |
| 随意契約 | 0 件 | |
| 随意契約(予定価格省略) | 0 件 | |
| 委員からの意見・質問, それらに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

| 質 問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>1. 山口大学において発注した建設工事について [資料1] [資料2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>2. 山口大学において発注した設計・コンサルティング業務について [資料3] [資料4]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>3. 審議対象工事に関する点検事項について [資料5] [資料6]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>4. 建設工事等における審議案件について [資料7] [資料8]</p> <p>【審議案件】 [資料7-1] (医病) エネルギーセンター 棟改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不落随契時の見積回数において、見積回数が記載されているものは、随意契約ではないのか。 随意契約理由書は必要ないのか。 ・ 入札辞退者へのヒアリングは実施しているのか。 ・ 入札説明書交付者の内、参加申請を行わなかった者へのヒアリングは必要ないのか。 <p>[資料7-2] (医病) 基幹・環境整備(高圧配電盤更新)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札者が1者であるが、なぜ1者応募と | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法としては、あくまでも一般競争入札である。 しかしながら、工事入札は、物品・役務入札と違い、平成9年3月の文科省通知により、入札執行回数が原則2回を限度とされているため、結果として、不落による随意契約となる。 よって、随意契約理由書は必要ない。 ・ 辞退者が生じた場合は、ヒアリングを必ず実施することとしている。 今回の工事は、第3四半期において、公告した工事で、発注時期が遅かったこともあり、結果、配置技術者の確保ができないとの理由がほとんどであった。 本学としては、早期発注はもちろんであるが、工事予定となる「発注の見通し」についても、早期に公表する必要があると考えている。 ・ 現状では行っていないが、場合によっては行うよう改善する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告時に、複数の業者に照会をしたが、 |

なったのか検討したか。

- 今後の工事入札では、できる限り、1者
 応札とにならないよう検討すること。

[資料7-3] (光) 基幹・環境整備(擁壁
 安全対策) 工事(再公告)

- 再公告時の公告期間短縮について、ル
 ルはあるか。
- 入札説明書交付者2者の内、1者は参加
 申請書の提出がなかったが、ヒアリング
 は行っているのか。
- 擁壁の壁が崩れ、児童がけがを負ったか。

[資料7-4] (小串) 総合研究棟改修(医
 学系) 電気設備工事

- 1回目の入札において、高落札率(99
 %以上)で落札した事業も、審議対象と
 なるのか。
 予定価格は適正ではないのか。
- 予定価格が低すぎたとの議論にはなら
 ないのか。

[資料7-5] (小串) 図書館改修工事

- 市場価格・市場情勢は、参考見積を多数
 徴収することで確認できるか。

[資料7-6] (常盤) 先端研究棟他外部改
 修工事

- 特になし

[資料7-7] (医病) A棟先進救急医療セ
 ンター機能向上(陰陽圧室) 工事

- 見積価格(予定価格)は妥当であったの
 か

工事内容における難易度の高さから、1
 者しかいなかった。

- 今後、実績のある業者へのアナウンス強
 化等により、1者応札とにならないよう、
 引き続き、改善する。

- 予算決算及び会計令第74条により、再
 公告時の公告期間は5日まで短縮するこ
 とができる。

- 再公告であったこともあり、ヒアリング
 を実施した。

- 児童のけが等の報告はなかったが、けが
 を負う可能性のある危険個所であったた
 め、すぐさま文科省へ報告し、令和元年
 度の執行残にて予算措置いただき、早期
 に安全対策の工事を発注した。

- 適正とは考えるが、落札率が100%に
 近すぎるため、予定価格の漏洩等がない
 か注視する必要がある。

- そういった考え方、認識はなかったが、
 今後も、引き続き、より適切な予定価格
 の算出に心がける。

- 手段として参考見積を多数徴収する方
 法もあるが、工事の全ての項目に対して
 徴収した場合、膨大な業務量(作業量)と
 なるため、基本は3者から参考見積書を
 徴収し、併せて、季刊誌により市場価格
 等の調査を実施している。
 予定価格は、ルールに基づき積算してい
 る。

- 参考見積で徴収した金額をそのまま予定
 価格とはしていない。
 随意契約の相手方から徴収した参考見積
 を基に、何度も協議を行い予定価格を算

出している。
よって、本学としては、妥当な予定価格
であったと確信している。

5. 指名停止について [資料9]

- 特になし

6. 不服の申し立てについて [資料10]

- 特になし

7. その他

- 今後の予定については、定例会議を来年の同
時期頃の開催予定とし、必要があれば臨時に
開催することとした。

以上